

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度第6回豊島区児童福祉審議会臨時部会
事務局(担当課)		子ども家庭部子育て支援課
開催日時		令和6年10月18日(金)午後6時00分～午後8時00分
開催場所		豊島区役所本庁舎5階 510会議室
議 題		1 開会 2 議事 計画素案について (1)構成、理念・基本方針について (2)代替養育を必要とする児童数推計、里親委託率目標、施設養育児童 数推計について (3)施設のあり方について (4)当事者ヒアリング・アンケート結果、審議会での意見の計画への反映に ついて 3 閉会
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
出席者	委 員	坂井委員、三輪委員、上川委員、川瀬委員、佐藤委員、長谷川委員、 松田委員、馬淵委員、柏女委員(オブザーバー)
	区側出席者	活田子ども家庭部長、奥田児童相談所長、木山健康部長、 尾崎児童相談課長、山本子ども家庭支援センター所長、 坂本健康推進課長、岡崎長崎健康相談所長、小椋子ども若者課長、 田邊障害福祉サービス担当課長、 児童相談課社会的養護推進グループ職員5名、 子ども家庭支援センター管理グループ職員1名
	事 務 局	安達子育て支援課長、子育て支援課児童相談支援グループ職員4名

審 議 経 過

1 開会	
部会長	定刻になりましたので、豊島区児童福祉審議会第6回臨時部会を開会いたします。まずは事務局から連絡事項などありましたらお願いいたします。
事務局	はい、事務局を務めます子育て支援課長の安達でございます。よろしくお願いいたします。
	まず、本日の委員のご出席状況についてご報告をいたします。次第の次にお付けしております名簿をご覧ください。本日の出席委員はオンラインを含めて9名でございます。現在、オンラインで参加予定の川瀬委員が少し遅れているようでございます。本委員会の委員は、委員8名、オブザーバー1名の計9名でございます。本日の出席委員数は豊島区児童福祉審議会条例第8条に定める定足数を上回っておりますため、会議は有効に開催されます。 次に資料の確認でございます。委員の皆様には事前にお送りいたしました資料を本日ご持参いただいておりますでしょうか。お手元がない場合は、おっしゃっていただければと思います。 本日の資料についての確認でございます。 ・次第 ・資料1 豊島区社会的養育推進計画(素案) ・資料2 社会的養育推進計画の策定要領と区計画の構成の比較 ・資料3 計画の理念・基本方針(見直し案) ・資料4 代替養育を必要とする児童数等の推計 ・資料5 当事者ヒアリング・アンケート調査結果の概要 ・資料6 児童福祉審議会における意見のまとめ 以上となっております。なお、資料4につきましては、一部、推計方法の見直しをいたしましたので、差し替え資料を机上に配付しております。オンラインでご出席の委員の皆様につきましては15時過ぎにメールでお送りをさせていただいております。お手数ですがご確認をお願いいたします。 また、参考といたしまして、区が行った当事者アンケートの集計結果を「参考1 豊島区社会的養育推進計画策定に向けたアンケート調査結果」としております。また、前回部会においてご質問いただきました「参考2 としま子どもの権利相談室の相談実績について」をお付けいたしましたのでご確認をお願いいたします。その他、参考資料として基礎資料集を机上にご用意をさせていただいております。 次に会議録についてでございます。会議録は基本的には要旨を記録し、発言者については部会長、委員、事務局という表現で表記をいたします。会議終了後、事務局でまとめまして皆様にご確認いただいた上でホームページに公開してまいります。また、ご発言の際は挙手の上、お手元のマイクのご使用をお願いいたします。 次に傍聴について報告をいたします。本日、会議の傍聴希望の方はおりません。 また、議事に入る前に一点ご報告をいたします。本日は11月から予定しておりますパブリックコメントに向けて計画の素案全体にわたりご審議をいただくため、時間が不足することも想定されます。本日の部会で取り扱いきれなかったご意見やご質問、確認事項につきましては、部会終了後にメールにてお寄せいただけますようお願いいたします。詳細につきましては後ほどの事務連絡の際に改めてお伝えをさせていただきます。

	できます。それでは部会長より進行をお願いいたします。
2 議事	
部会長	それでは次第に従いまして議事を進めます。本日の議事は、「計画素案について」というテーマになりますけれども(1)から(4)まで、次第にあります通り分かれています。それぞれについて行いたいと思います。まず、(1)構成、理念・基本方針についてとなりますが、こちらにつきましては資料2と3に関連した内容ですので、続けて説明をお願いいたします。資料については各委員に事前に目を通してありますので、資料に書かれていない補足事項などを中心にご説明ください。よろしくお願いいたします。
事務局	それでは資料2と3についてご説明をさせていただきます。まず、資料2をお取り出してください。「都道府県社会的養育推進計画の策定要領と区計画の構成の比較」でございます。左側に国の策定要領の項目および観点、右に区計画への章に盛り込んだか矢印で繋がせていただきました。こちらは前回ご意見で策定要領と区計画の関係がどのようになっているかというご質問を受けたものに対応した資料になっております。薄い矢印につきましては策定要領と同じ構成の順番に記載しているものを、そのまま横に薄い矢印を引かせていただいております。実線の矢印につきましては、章立ての順番が異なっている部分になります。国の13項目全てから矢印を引かせていただきましたように、国の作成要領に載っている全ての項目につきまして、国の計画に全て盛り込んでおります。 続きまして、資料3をお取り出してください。計画の理念、基本方針につきまして、前回いただきましたご意見を踏まえて見直しをした案になります。基本方針の一つ目の丸につきまして、前回こちらが「地域に密着した児童相談所設置市の強みを生かし、関係機関の緊密な連携による妊娠期からの切れ目のない支援体制を構築し……」というふうに記載をしておりましたが、児童相談所設置市という文言が区民の方にとってもわかりづらいというご指摘をいただいております。また、設置市の強みとして我々が言わんとしていた部分というのが「母子保健部分から児童福祉部門までの一貫した支援体制により……」というところになりますので、シンプルにその部分を書かせていただくよう修正をいたしました。基本方針を実現するための取り組みの順番につきましても前回ご意見をいただきましたが、先ほどの国の策定要領の比較にもございますように要素として盛り込んでいる部分もございますので、全て国の策定要領の順番通りという形ではなく、前回整理させていただいた順番の中でご提案したいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。
部会長	説明の方が終わりました。資料2と資料3について、ご意見あるいは気になる点などありましたらお願いいたします。
委員	基本方針についてになりますが、計画の理念のところ、「社会的養護の充実」という書かれ方をされていて、基本方針では家庭養護の部分がメインで書かれています。また、資料1の社会的養育推進計画の3ページ目にある図の中で代替養育には家庭養護と施設養護があると書いてありますが、施設養護の部分が基本方針のところにあまり書いてない。「基本方針を実現するための取組」のところでは、「区内における社会教育充実のための施設のあり方」という取組として書かれているのだから、基本方針に少しは施設養護の話を入れてもいいのかなと思った次第です。もちろん重要なのは家庭的養護、家庭養育ですからそこをメインに置くのはいいと思いますが気になった点です。
部会長	いかがでしょうか。事務局の方から何かありますか。

事務局	ご意見ありがとうございます。私どもの考え方としまして、施設養護という部分は基本方針の2つ目、「家庭的環境での養育」という部分において里親または施設という意味合いを含めた表現をしていました。また、その後ろにある「個々のケアニーズに適った……」という部分についても、施設養護のケアニーズの必要性という意味合いを込めた表現としたつもりでございましたが、施設養護という文言を明文化すべきといったところでしょうか。
委員	ありがとうございます。それであればそれで構わないのかもしれませんが、他の委員の方も読んでみてどのような印象を持たれたでしょうか。
部会長	他の方々いかがでしょうか。今の「家庭又は家庭的な環境」というところは、家庭という言葉の中におそらく里親や養子縁組といった意味合いが入っていると思います。一方で家庭的という言葉ですが、この業界では「的」が付くか付かないかで大きな違いがあり、家庭的環境というとグループホームや小規模ユニットケアを指します。ですから、社会的養護といいますと当然、里親と施設、全部含めて社会的養護なのですが、その中でも、家庭養護であれば里親、家庭的環境であるグループホームや小規模ユニットケア。そちらに特に力を入れるという意味ではこうした書きの方が目指す方向性としては的確なのかなと私は思いました。
委員	他にいかがでしょうか。よろしいですか。はい、お願いします。 柏女です。ここに書いてあるものについて異論はないのですが、基本理念というよりは、構成、基本方針にも関わってくると思うことで三点ほど全体の最初のところに書いておいた方がいいかなと思うことがありますので、申し上げさせていただきたいと思います。 一点目は既にこの議論の中でも出てきて私も申し上げたことがあるのですが、社会的養護の枠組みだけの政策で検討していると間に合わないものが出てくると思う点です。例えば子ども・若者支援センターですとか、あるいは生活困窮者自立支援法とか、そういった社会的養護の枠のところとうまく繋がるように意識して計画を立てるといったような文言をどこかで入れておいた方がいいのかなというふうに思いました。 二点目ですが、これも今、私がお話したことに関連するものです。以前、分野横断的な検討、支援会議なども必要なのではないかということをお願いしたと思うのですが、社会的養護の枠組みの中ですと要対協や、あるいは社会的養護に限定されてしまうので、高齢者や障害者、貧困の方の支援も含めた地域共生社会の実現のような支援会議などを開いていく必要があるのではないかと思います。分野横断的な枠組みを持った計画にしていけるようにした方がいいのではないかなというのが二点目です。 三点目は、東京都の社会的養育の会議でも申し上げたのですが、今後5年あるいは10年後に、現在9区ぐらいで児童相談所ができていますが、残りの13区で児童相談所ができてくることになるのだらうと思います。そうなった時に東京都の社会的擁護のあり方が大きく変わってくるのではないかと思います。そうなった時に都を含む児童相談所の再編をさせていかなければいけないのだらうと思いますし、私は東京都の計画の中にはその点も盛り込むべきだと申し上げました。つまり、社会的養育推進計画は今後5年を視野に入れるわけです。5年後あるいは10年後を視野に入れるということは、先ほどの再編等を視野に入れ、念頭に置いて計画を作るということです。計画の推進体制をどのように進めていくかという中で、中間見直しの時に今後の東

部会長 児童相談所長	京都の児童相談所のあり方、社会的養護のあり方について再度検討するといったような文言を入れるということが必要なのではないかと東京都には申し上げたのですが、豊島区の場合にそういった文言を入れる必要があるのかないのかということは、私も判断がつかねるところです。他の区に児童相談所が設置されてくることで、豊島区の児童相談所がどのような影響を受けてくるのかということがまだはっきりとしないのですが、もしも明確にわかる影響等があるのであれば、それも入れておいた方がいいのかなと思いました。以上、三点をどこか最初の方でいいと思いますが、入れておいた方がいいのではないかなというふうに思いましたので、ご意見を申し上げさせていただきます。
部会長 児童相談所長	ありがとうございます。事務局の方から今のご意見に対して何かありますか。 ご意見ありがとうございます。私の方から一点になりますが、三点目にお話しいただきました東京都の会議でご発言いただいていることについてでございます。 ご承知の通り、これから13区の特別区で児童相談所ができてまいりますけれども、東京都の児童相談所と特別区の児童相談所をどのように住み分けしていくか、あるいは連携していくかということは大きな問題点です。これは特別区財政調整交付金にも関わってくる問題だと私は考えており、区を挙げて今後の見通しとして重視しているところでございます。東京都の方ではご承知の通り、総合調整の部署を作りまして都区の広域調整をこれからどう作っていくのかという問題も進んでおりますので、この点を計画に明記することは難しいかとは思いますが、まとめの児童相談所の体制強化のところで、今のご意見を盛り込めればと考えております。
委員	わかりました。その他の二点も含めて特に今この場でご回答いただきたいという訳ではありませんので、ご検討いただければと思います。基本的な姿勢という点について議論する時間があまりなかったように思いますので、こちらを入れる方がいいのかなというふうに思いました。
部会長	他にいかがでしょうか。よろしいですか。それではまた最後に少し時間をとっておりますので、その際にご発言いただければと思います。それでは続きまして議事の(2)「代替養育を必要とする児童数推計、里親委託率目標、施設養育児童数推計について」ですが、まず事務局の方から資料4の説明をお願いします。
児童相談課長	児童相談課長でございます。「資料4 代替養育を必要とする児童数の推計」についてご説明をさせていただきます。初めに資料4につきましては、委員の皆様事前に配りした資料から差し替えがございましたので、本日、差し替えた資料を机上に配付させていただいておりますので、そちらをご確認ください。ここで示しております推計値はまだ仮の推計値でありますので、今後変更の可能性があるということをご承知おきいただければと思います。また、本日の時間の都合上、推計値を算出するにあたっての基本的な考え方に絞って、説明をさせていただきます。それでは説明をいたします。先日、東京都から代替養育を必要とする児童数の推計方法が示されまして、それを都区共通の算出方法とすることになりました。都区共通の算出方法といたしましては、まず、資料4の最初の囲みの部分ですが、前年度末の措置児童数に新規で入退所する児童数の見込みを加えたものを必須要素といたします。そこに付加的要素といたしまして、潜在需要数を加え、予防的支援での家庭維持見込数を差し引いた数とすることといたしました。必須要素につきましては、都区で同様の方法で算出をいたしますが、付加要素につきましては、各自治体の児童相談所開設以降の事例の蓄積や、予防的支援の取り組み状況の違いを考慮しまして、各自治体で算出しても良

部会長	いということになっております。また、今回豊島区としての推計に当たって用いる相談件数の伸び率等につきましては、本区では児童相談所開設以降のデータが少なく、正確な伸び率を反映させることが難しいために、東京都が今回の推計値を算出する際に使用する数値を用いて算出をしております。この考えのもと、(1)では、必須要素における今後の推計を記載しております。ここでは、前年度末時点における在籍児童数に新たに措置された児童数を加えるとともに、退所した児童数を除くことで推計をしております。(2)潜在需要数をご覧ください。こちらは、東京都の算出方法に合わせて、在宅指導中の児童のうち、施設・里親等を利用することができなかった児童を推計し、潜在需要数としております。(3)の予防的支援での家庭維持見込数をご覧ください。こちらは親子再統合支援事業の実施により潜在需要数の中から、家庭生活を維持することができる児童数を推計したものです。親子再統合支援事業の実施数を在宅指導中の児童数で除した割合を潜在需要数に乗じて算出しております。以上によりまして、代替養育を必要とする児童数は、令和6年度の101名から令和11年度の111名となるような緩やかに上昇していくという推計となっております。 続いて、里親等委託率の推計でございます。里親等委託率は、令和5年度時点で32.3%となっております。令和11年度までに里親委託推進に向けた取組を行い、令和11年度末に、38.7%となることを目指します。この里親委託率をもとに、今後必要となる里親数を推計したものが(2)の表となっておりますので、ご確認をお願いいたします。最後に「3 施設で養育が必要な児童数の推計」を表にしたものが4ページとなっております。以上、簡単ではございますが資料4の説明でございます。 資料4についての説明が終わりました。この資料4についてご意見あるいは気になる点などありましたらお願いいたします。
委員	この推計に基づいて素案全体を見ましたが、推計については第2章に入っていますね。一方で里親の委託率や施設についてはその他の章に入っています。また、障害児の目標値は26ページの上から3行目にある「今後のサービス見込量」が障害児入所施設のことを指していると思いますが、ここで「毎年度各6名程度」という記述がここに入ってきています。里親等委託率の推移・目標値、あるいは障害児入所施設の目標値、児童養護施設等の目標値、それぞれ別々のところに入っているのですが、どこか統一した箇所に入れられないかと思ったのですが、いかがでしょうか。 また、集計方法についてですが、障害児入所施設の医療型・福祉型ともに毎年度6名程度というのは、どのように算出されたのか説明いただけますでしょうか。
部会長 障害福祉サービス担当課長 委員	今の点は事務局の方から何かありますか。 障害福祉サービス担当課長です。障害児の入所の状況でございますが、こちらは豊島区障害児福祉計画で定めておりまして、今後の数字見込みにつきましては、過去の状況から大幅に増えたり減ったりしてないため6名ずつというふうに記載しているものでございます。 わかりました。そうだとすると、障害児福祉計画の中でそのようになっているということをごちらにも書いておいた方がいいかなと思います。 それから第3章の7の今後の施設のあり方を問うところでは、どういった施設がどのくらい必要かということを考えなくてはいけないのですが、障害児入所施設については、自分たちの区の中で完結させなくても他のところでお世話になっているので、その方向性で進めるといったようなことも記載して整合性を持たせておいた方がいいのではないかなというふうに思いました。また、どこか一つにまとめて今後の社会的養護

部会長	の数の問題についてはまとめておいた方がいいかなと思いました。 社会的養護と障害児支援は別々の話になっているというのはこれまでも指摘されてきました。重複する子どもたちも少なくないので、ぜひこの機会に一緒に見ていくのだということがはっきりとわかるといいかなと、私も思いました。よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。 先ほど委託率は38.7%を目指すということで、「社会的養護の課題と将来像」で3分の1と打ち出したのは上回っていますし、これは現実的に妥当なものかなと私も理解しております。他にはよろしいでしょうか。また後に時間とってありますので、ご発言いただければと思います。続きまして、「(3)施設のあり方について」になります。資料1の計画素案の45ページから55ページまでの10ページということになります。まず事務局の方からご説明をお願いします。
事務局	それでは子育て支援課長から説明をさせていただきます。資料1の45ページをお開きください。施設のあり方につきましては7月25日開催の第4回臨時部会でご審議をいただきましたご意見を踏まえ、まとめさせていただきました。必要性として四つ挙げさせていただきました。一つ目、区内における施設養護の必要性、二つ目、家庭養護推進に向けた里親家庭への支援強化の必要性、三つ目、一時保護の受入れ先確保の必要性、四つ目、家庭養育への支援体制強化の必要性でございます。詳しい必要性についての内容という部分で記載をさせていただいておりますので53ページをお開きください。53ページにそれぞれの必要性や課題、現在の取組を踏まえまして今後の必要性を記載させていただいております。今後の方向性、社会的養育の各側面、施設養育、里親委託、一時保護、家庭養育支援等における現状と課題、求められる支援を踏まえると、区内において里親と里親委託児童への支援機能を持ち、地域における施設養護ニーズに対応可能な多機能型児童養護施設の区内整備が望ましいと考えられるというふうに記載をいたしました。必須機能として4機能を挙げております。児童養護施設機能、里親支援センター機能、一時保護受託機能、ショートステイ及びトワイライトステイ事業受託機能。これら必須機能を満たした上で付加が想定される機能として三点挙げております。児童育成支援拠点機能、社会的養護自立支援拠点機能、グループホーム(小規模グループケア)、以上三点でございます。 下に多機能型児童養護施設のイメージ図を載せさせていただいております。ただいまご意見いただきましたように、こちらの方は望ましい必要な施設について記載をしております。先ほど障害施設についてご指摘いただきましたように区が一つ一つの施設についてどのように考えているかという部分の記載が現在ございませんので、その部分はいただいたご意見を踏まえてさらに加筆をさせていただきたいというふうに考えております。説明は以上であります。よろしくお願いいたします。
部会長 委員	説明が終わりました。ご意見、あるいは気になる点についてご発言をお願いします。 4機能挙げているということで里親支援センター機能が入っておりますけれど、東京都と各区においては児童相談所内にフォスタリング機関の机を置いて協働されているというふうにお聞きしています。豊島区の方ではそちらの形式から一抜けすることが可能であるというふうに理解してよろしいでしょうか。
児童相談所長	先の見通しの確約はできないのですが、やはり里親支援をこれまで以上に強化するということを大前提に考えています。そうした中で、里親支援センターを児童相談所の中で作ることがキャパシティ上は無理だと判断し、児童相談所の外に設置することが前提でございました。その中で里親支援センターを外に出して作るということ

委員 児童相談所長 部会長 委員 児童相談所長 委員 児童相談所長 部会長 委員 事務局 部会長 委員	になると、児童養護施設の機能を付加したところに受託することが一番現実的な選択ではないかということ、もう一つは豊島区内に児童養護施設がないのであれば、どのような施設が必要なのか、必要ではないのかという検討を重ねてまいりました。結果、豊島区の特徴として、広大な土地を新たに(施設を作る目的で)設けることは難しいということもありますので、児童養護施設を作るにしても小規模、かつ、個室を確保しつつ一人一人の子どもたちの生活が目の届く範囲で見られる規模、10人程度になるでしょうか。そのような要素も欲しいことがこちらに書いてあります。 一時保護所は現在140%の入所率でございますので、一時保護機能を付加してほしいということはこれまで特別区にはない私どもの要求ということになっております。四つの機能を一つで求めてくるというのは豊島区が初めてになるかなと思います。 とてもハイスペックな施設だなというふうには思います。現在、二葉乳児院がフォスタリング機関として入られていますが、こちらが変わられる可能性もあるでしょうか。 まだ検討段階です。 他にいかがでしょうか。 関連するのですが、多機能型の児童養護施設を作っていくということについてはこれまでの議論にも沿うものですし、諮問されている事項でもありますのでそれに対する答申として適当だなというふうに思っています。その時に55ページのところに、今ご質問のあった里親支援センター、それから一時保護施設の施設整備数、その他児童育成支援拠点とか親子関係形成支援事業のあり方検討によるということになっているのですけれども、これはあり方検討会を設置すべきだというふうにこの答申の中で社会的養育推進計画の中にそれを記載していくという理解でよろしいでしょうか。 ご理解の通りでございます。 わかりました。それですと少しわかりにくいので、これはこれであり方検討によるということではよろしいですが本文中に、「なお、54ページのこの機能を入れた上でこの機能のあり方について今後、計画の実施段階で検討する」ということ、何らかの形で検討をするのだということを入れておいた方がわかりやすいかなというふうに思いました。 ご意見ありがとうございます。 他にいかがでしょうか。 今後の方向性ということで、こういうことが望まれるという書き方をされているのですが、「いつまでにこういったものを作る」といったような目標のようなものは書かないといったことでしょうか。それともあり方検討で検討されるのでしょうか。 ご意見ありがとうございます。社会的養育推進計画に現在、事務局として記載している方向性としては具体的な時期が今の社会情勢から確実に見込めないというところで、まず答申として区内に必要なものはこれであるということを出しまして、整備計画についてはまた別途というふうに考えております。そのため、この中では具体的な時期というのは意図的に載せていないような状況になっております。 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 私の方からは家庭支援事業に関わるところで少しお伺いしたいと思っています。50ページの「(4)家庭養育への支援体制強化の必要性」ということで、家庭支援事業に関わることの記載がありますが、先ほど障害児の話が出てきていましたけれども、家庭支援というところで考えていく時に障害のある子どもたちも利用することが当然考えられるはずなので、それに対する課題感も記載していただいたり、障害のある子
---	---

	どもが利用を希望した時にそれが叶うような形に書いていただけると、とてもありがたいと思いました。先ほど、障害児の政策に関しては障害児福祉計画の方で記載があるというお話しでしたが、家庭支援事業についてはこの計画と子ども子育て支援事業計画に中心に書くことになっていると思います。障害児だけを対象としたサービスについて家庭支援を考えていくのではなくて、全体的に全ての子どもや家庭が受けられる支援を障害のある子どもも受けられるように考えていただけるとありがたいと思います。 また、これはおそらく施設に入所をしている子どもたちのケアを考えていく時にも、多機能型の児童養護施設の設置を考えていただくということで、記載していただいているのですけれども、例えば地域の児童発達支援センターと十分に連携をとるということや、保育所等訪問支援事業のような政策を十分に活用するということが併せて必要だといったことを一言書いていただくように、全体が良くなっていくような表現で書いていただけるとありがたいと思いました。以上になります。
部会長	家庭支援の中に障害のある子どもがいる家庭というところが見えるように、ということとはとても大事なご指摘だったかなと思うのですが、実際、区には色々な計画がありますけれど、その中でうまく整合性を持って盛り込めるかというところはいかがでしょうか。
子ども家庭支援センター所長	子ども家庭支援センターです。児童発達支援センターを所管しております。書き方については少し工夫して、平等に使えるものや障害者サービスについてどこまで書くかといった点はありますが、検討させていただきたいと思います。
部会長 委員	わかりました。よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。 もう一点よろしいでしょうか。家庭養護の推進にあたって里親等について考えていく時にファミリーホームのことも検討の中に当然入っているかと思います。先ほどの障害のある子どもについても、ファミリーホームを利用するということが当然にあると思いますので、そのために必要な配慮についても記載をしていただくといったことがあっても良いのではないかと思います。
部会長 委員	他にいかがでしょうか。 私からよろしいでしょうか。54ページの図を見ながら、いくつか思ったことがあります。区内の子どもを区内で育てるとするのは確かにそうだなと思うのですが、実際に児童養護施設を開設すると、おそらく様々な地域の子どもが入ってくるということがあり、豊島区内で生活していくことになると思います。その時に、地域住民の理解みたいなことが計画の段階からある程度盛り込まれていると望ましいと思っていて、こういう機能の施設が必要であるとか、担っている役割を地域の人たちに理解していただきながら、必要な時には地域資源にうまく接続できるような財政、機運醸成が盛り込まれていくといいのかなと思います。児童養護施設が近くにできるとなった時に、必ずしも歓迎されることばかりではないかもしれませんが、そういった下地みたいなことはあらかじめ先手を打って進めていくといいのかなと思っております。 二点目が54ページの下に関係機関との連携イメージという図があるのですが、こういう図は色々なところで見かけますが、関係機関同士がお互いの役割を理解しておらず、うまく連携が取れないみたいなことがあります。中心には児童相談所や行政機関があることが多いですけれども、そこに関わっている別のセクション同士の人たちがお互いの役割や相互理解をどのようにするかといった視点が一つ重要だと思います。児童養護施設自体がシステムデザインのような視点、全体感を取っていくのか、

部会長 児童相談所長	そうではなくて豊島区の方で関係機関の連携みたいなことを取っていく時に、どういうふうにお互いの理解を促進するか試行プランの中に児童養護施設が入っていくということが重要かと思いましたが付言させていただきました。以上です。 大きく二点あったかと思いますが、事務局の方はいかがでしょうか。 地域の方々の理解がいかに大切かということは児童相談所開設にあたって、様々な思いを私どもも持っておりますので、十分理解しておるところでございます。おっしゃいました通り、このネットワークの中だけでは住民の参加というところが盛り込まれておりません。この地域の中には当然、保育所などもございます。保育所は保護者支援ということが今、業務の一つとなっておりますので、保育所なども含めて児童養護のネットワークを作っていくのだ、地域の方々を巻き込んでこの仕組みができていくのだということを含めて、委員のご意見を大事にしながら中身を検討していきたいと思っております。 なお、先ほど枝となる部分で、連携といっても口先だけになっているのではないかといったご意見もいただきました。ありがちなところでございますけれども、豊島区ではちょうど三機関連携ということで子ども家庭支援センターと保健所、長崎健康相談所、児童相談所が現場レベルで三機関が連携を続けております。具体的なアセスメントシートなどを含め、生まれる前から子どもを育てる体制は既に出来上がっているところでございます。このような中で今年4月からこども家庭センターが新しくできましたので、こうした中にもこの仕組みを引き継いで生かしていくという段階に進んでおりますので、拡充していきたいと思っております。
部会長 委員	他にいかがでしょうか。お願いします。 児童養護施設をやっている松田と申します。児童施設の立場から少しばかり発言します。 54ページの図になりますが、今まで新しい社会的養育ビジョンというものが打ち出され、施設はもう必要ないみたいな声がある中で、施設はどんどん後ろ向きになっていったようなところがありましたが、多機能な児童養護施設というふうに打ち出されたのはとてもありがたいかなと思っています。そのような中で、今、施設は何に一番困っているかといういくつかあります。 一つ目は、施設の中で不調になった子どもが、一時保護を受け入れてもらえないことです。これは児童相談所、一時保護所がいっぱいであることによるものです。依頼をして長い場合は2か月、3か月待たされることがあり、性的な事故が起きても施設の中で抱えているという実態があります。そのような中で何が言いたいかというと、多機能化の児童養護施設という中でぜひとも児童養護施設を本体施設とした場合に、何らかの不調があった子どもを一時保護所で引き受けるのではなく、この児童養護施設で引き受けていけるような仕組みもあるといいなと思うのが一点です。 二つ目は職員についてです。職員の力量がだんだん下がっていった部分があります。おそらく職員を養成するところがどこにもないのです。教師は東京都の中にそういった場所があるようですが、不調になった職員の再教育の場所がなく、施設職員を再教育できる場所や養成所がないので、そういった機能も将来的にはどこかにあるとありがたいなというふうに思った次第です。
部会長 児童相談所長	どちらも重いご指摘ですね。事務局から何かありますでしょうか。 まず一点目からです。施設不調の子どもを受け入れてもらえる枠組みがまだ不足しているということでございますけれども、東京家庭学校で受け入れられない子ども

	となつてきますと、東京都内の児童相談所はどれも受け入れられないだろうと思うぐらい、日頃からしっかりと受け止めていただいている施設の一つであると私はずっと思っていました。今の委員のご指摘となりますと、やはり今後、この施設が治療的な指導の機能も付加していかないといけない。そういったことをお求めになっているかと思ひながら聞かせていただいております。児童養護施設を開設するにあたって、この機能を持つことが難しく、まだまだ東京都の治療指導課を頼らざるを得ないのですけれども、そうした子どもは現にいらっしゃると思います。児童相談所もそのような子どもたちと向き合っている最中ですので、そういった子どもがいるということは十分承知しております。そうした機能も必要だということは、どういう形で書き込めるかわかりませんが、求められる機能であるということをしっかりと刻んでおきたいと思ひます。 また、職員の養成が追いついていないという状況につきましては、東京都も特別区も全国的に児童福祉に関わる施設、児童相談所、共通の課題となっております。私はかねてから人事の交流をもっと進めるべきだ、お互いに切磋琢磨していく必要があるかと考えております。今後、ここに織り込めるかどうかわかりませんが、私の方としましては職員養成を相互交流の中で人事交流というものをもっと活発に、研修の機会なども行うことができればいいかと思ひています。それは児童相談所の職員の体制強化ということにも繋がってくる。子どもと寝起きをともにして、24時間交代で働いて、ときには子どもから罵倒されたりですね、手を出されたりしながら、職員の養成ということでもやっぱり児童養護施設と交流を深めていくことができればと思ひております。意見で申し訳ございません。 今、児童相談所長がおっしゃられたように、単純な養護は本当に少なくなつてきています。薬を飲んでいたり、障害があつたりですとか、やはり療育という分野がとても広く扱われているので、そういうことを考えるとこの54ページの下での連携のイメージの中で、病院の役割もとても大きいので、そのようなことも考えていくべきかと思ひました。以上です。 豊島区内には都児相が協力していただいた病院がいくつもありますので、病院についても書き込めるかと思ひます。 私からも一つ。54ページの下の方の図なのですが、これはどこかから借りてきたものなのかもしれないですが、真ん中に児童養護施設等とあつて、上の連携の方を見ると市町村(要保護児童対策地域協議会)、下の方の連携のところには都道府県(児童相談所)と書いてあります。こちらは豊島区には合っていないような気がしますが、いかがでしょうか。 失礼しました。今回、暫定的に借り物の図を貼ったということで、ご指摘を踏まえました病院や、先ほどご意見いただきましたように児童養護施設が真ん中にくるべきであるのか、本来であれば区が地域資源と連携しながら、その中に児童養護施設があつてといった考え方もあると思ひます。連携のイメージ図を改めて整理してお示したいと思ひます。ご意見ありがとうございます。 お願いします。他にいかがでしょうか。 施設のあり方ではないのですが、里親のあり方といった素案の中での意見を申し上げます。一つは、少し関係ないかもしれませんが、実施目標、アウトプットの目標があつてアウトカム(成果)の目標があがっていないのですが、そういったものを入れることができるのかどうかです。例えば、32ページの子どもの出自を知る権利の保
委員	
部会長	
事務局	
部会長 委員	

事務局 委員	障のところですけども、例えば、こういう時に実施目標として「全ての子どもが自分の生い立ちについて整理できている」というようなアウトカムを持って、それができている子どもの割合が30%だったものを60%にするといったこともあっていいのかなと思いました。あるいは一時保護ところだと、「全ての一時保護児童が安定的な生活が保障されている」というようなアウトカムを設けて、そのためにはその割合をどのぐらいに持っていくかということです。そういった指標を入れることはどうなのだろうかと思い、可能ならばそういうものがあってもよいのかなと思いました。 順不同で申し訳ないのですが、次に41ページの実施目標のところですが、こちらのファミリーホーム数が2でずっと推移していますが、これは今後もう増える可能性はなさそうだという感じなのか、あるいはもう少しで3になりそうなのか。その点について、どのようにこの数字を作られたのかお聞きできればと思いました。 さらに44ページですけども、うろ覚えで申し訳ないですが、児童自立生活援助事業のⅠ型は自立援助ホームのことでよろしかったでしょうか。 自立援助ホームのことを指しております。 今、豊島区には自立援助ホームはないのかと思いますが、自立援助ホームの数字がずっと入っていない状況がこのまま続くということでしょうか。今現在、児童養護施設がなく、Ⅲ型の里親型が1人ということで自立援助ホームについて豊島区は考えなくてよいのかという点が気になりました。児童養護施設もなく、これから自立支援をやっていく時に、そういう子どもたちは全部の他区の児童養護施設を借りるということで間に合うのか。本当に自立援助ホームを作らなくて大丈夫なのかということを疑問に思いました。ファミリーホームと自立援助ホームがそれぞれもう少しあってもいいのではないかなというようなことを思った次第です。少し議論と関係ないところになってしまいましたが、素案全体についての議論ができるかなと思いましたので意見させていただきました。
部会長	アウトカムを示せるかというところは今、子ども計画を考えている各自治体はみんな悩んでいるかと思います。数値目標を出すことで何年後かの評価をする時に困るといった話があります。要は数値目標の出し方が難しいわけです。なるべく定量的、定性的な性質に沿った目標をどのようにうまく考えられるかということがなかなか難しいところで、各自治体、困っていらっしゃる場所でもあります。ですが、出せるものであればもちろん出すのがいい、それが行政計画というものだろうとは思いますが、いかがでしょうか。
事務局	ご意見ありがとうございます。現在、こちらの計画に載せさせていただいている指標は社会的養育推進計画の策定要領に基づく指標の部分を設定しているところでございます。その中にアウトカム指標についての言及がなかったというところで、この計画の中でアウトカムが定められていないということになりますが、この計画自体が豊島区において子ども若者総合計画の一つの計画という扱いになっております。その子ども若者総合計画、またさらに上位にございます現在改定中である基本計画にはそれぞれアウトカムの指標がございます。そのような中、一つ一つの章立てや必要性の中に細やかに入れるのが本計画の中におけるアウトカムになるのかもしれませんが、上位の計画等のアウトカムとの整合性を図る形で載せる方が細かくアウトカムを定めるよりは、様々な要素、活動指標のもとに実施指標・結果をアウトカムとした方が、後々のアウトカムの見方というところの検証もできるのかなと考えております。現在、子ども若者総合計画、基本計画が同時に策定を進めているところですので、その辺り

委員	の整合性を図りながらアウトカム指標をきちんと定めてまいりたいというふうに考えております。 私は今、千葉県で子ども計画の策定に携わっているのですが子ども計画、豊島区で言えば子ども若者総合計画になりますが、その中には結構アウトカムが入っているわけです。それを見た時に社会的養護の子どもたちにもアウトカム指標があってもいいのではないかとというふうに思っあえて提案させていただいた次第です。例えば、自分は幸せだと思っている子どもの割合とかですね。あるいは努力をすれば報われると思っている子どもの割合を増やしていくといったようなことなどが、子ども計画の中には入ってくるということですが、それを社会的養護のもとでもそういったことがあってもいいのかなと思いました。であるとすれば、自分の生い立ちについての整理ができて子どもたちを増やしていくとかいったこともあってもいいのかなと思った次第です。他との整合性もあるでしょうから無理を申し上げるつもりはありませんが、社会的養護の部分だけアウトプットだけですと侘しいなと思いましたので申し上げます。ご検討いただければと思います。
子ども家庭部長 部会長 委員 事務局	ご意見ありがとうございます。現在、上位計画も進んでおりますのでそちらと同じ表現となるかもしれませんが、アウトカムについても言及してみたいと思います。 よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。 先ほどの発言ですが、ファミリーホームの方はいかがでしょうか。
委員	失礼しました。ファミリーホーム及び自立援助ホームの部分ですが、今回は数字の方が入ってない又は既にあるものの横引きという記載をしております。この部分は数値が変わるかもしれない旨の記載をしておりますが、現時点で区が考えていることとして、本計画に載せた際に誘致をするかどうかという問題に直結してくるものであると考えております。そのような中で今回、施設のあり方として諮問させていただいた部分は今後、児童養護施設を誘致するかどうかという点も含めて、こういったものが豊島区に必要なだと具体的に必要な機能まで今回記載させていただいております。一方で、自立援助ホームやファミリーホームを増やすことの必要性はありますが、この数字を増やした場合に区が誘致を具体的にできるかどうかを考えた時に数字として載せられなかったという実情がございます。誘致まで考えないのであれば、推計の中でこれだけのものがないと賄えないという数値を示す必要があるかと思います。現状、他自治体の施設にお世話になっているということではありますが、そのような背景を受けて、社会的養育推進計画の中では、豊島区内において必要かというところを盛り込めていない状況です。これまでは数についての議論というよりも、どういったものが区に必要なかといった考え方について議論いただいたところです。今回は具体的な数字についての議論の結果のご意見かと思いますので、事務局でも再度検討させていただきたいと思ひますし、今回がパブリックコメント前の最後の部会になりますので、数についてもご意見をお出しいただけますと幸いです。
事務局	自立援助ホームは全国的に数がかなり増えてきている上昇気流がありますし、必要度も高いので可能ならばあってもいいのかなと思いました。ファミリーホームも一時ほど数は増えてないのですけども、国の方では1,000か所を目標にしている訳で、これからかなり増やしていくという戦略を図っていくことになると思います。ファミリーホームが1か所できると家庭養護の委託率もかなり上がるということになりますので、目標値を上げていくことにも繋がっていくので考えてもいいのかなと思いました。 ご意見ありがとうございます。一点、整備目標、必要数の目標の部分につきまして

部会長 委員	は、子ども分野を所管する課と、今後何年間、いつどのタイミングでどんなものを建てられるかといった計画を立てる政策経営部との調整も必要になってくる内容かと思います。そのため、子ども分野の所管課から、こういった必要性が部会の方ではご意見いただいたということとを共有し、数値として盛り込めるかどうかについて政策経営部と調整を図った上で最終的に数字が増やせるかどうか検討してまいりたいと考えております。 よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。 35ページから始まる「里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組」を拝見する中で、里親のリクルートといった項目を挙げて書いていただいているのですが、具体的な里親家庭への支援については、フォスタリング機関の更なる活用というところで挙げられているかと思います。これらも里親家庭への支援ということではあるとは思いますが、里親への支援というところがかなり強調されておりまして、子どもへの支援というところがあまりないなと感じました。計画の中で子どもへの支援というものを盛り込んでいただいているのかなと思いました。もちろん新たに付け加える必要があるとかではなく、全て里親向けになっているので、子どもという視点をもう少し付けていただけたらいいかなと思います。里親への調査をすると里親に対してもよく言われる寄り添った支援が必要だと当然思っているのですが、児童相談所やフォスタリング機関の職員が関わってくれるような、子どもへの直接的な支援であるとか、あるいは先ほど施設の話でも出ましたが療育や精神系クリニックといった社会資源を必要としているところで子どもへの直接的な支援というものが重要かと思っておりますので申し上げました。
部会長 事務局	事務局からは何かありますか。 子どもの支援に関しましては一番大切なところだと考えておりますので、18ページの第3章の最初にあたる「当事者である子どもの権利擁護の推進」で様々な子どもの支援について書いたところですが、その後続く里親支援の具体性を見て比べると、当事者である子どもの部分は薄かったというふうに考えております。どの部分に書くかについては再度、検討したいと考えておりますが、施設や里親のところにはいらっしゃる子どもの支援というものがもう少し具体的に見えるようにしたいと思います。現状、意見聴取や意見表明の権利についての部分が大きく占めており、どのような支援というところが少し不足していると感じました。ご意見ありがとうございます。
児童相談所長	委員からご指摘ありました子どもへの支援というものは、極めて重要な現場での課題でございます。医療の問題、発達に特徴のある子どもが思春期になり、様々な特徴的な行動を起こすことで里親たちがお手上げになっている状況もあります。豊島区でも現在、至る所でそのような事例が吹き出しているところでございます。ご指摘の子どもに対するケアの態勢があるということをもう少し書き加えたいと思いますが、豊島区ではこれから里親へのより濃密な支援ということが大事だと考えております。社会的養護、家庭養護が必要な子どもたちは、先ほど申しましたような何らかの問題を抱えていて普通なのだとということと、家庭という密室の中で育てていただくことの大変さを理解した上で、子どもたちとしっかり向き合っていただけるような里親となっていくよう支援したいと考えております。 これまで東京都の方でも登録数を増やすということに主眼が置かれてきていますが、お預かりした後の子どもとの関係について、児童相談所も来年度からフォスタリング機関とともに関わっていきたいと考えています。

部会長 委員	他にいかがでしょうか。 里親のところになります。39ページに「専門里親の増加」と書かれていますが、41ページの実施目標の方にはかなり低い数値が並んでいます。何か整合性が若干取れないように感じました。
児童相談所長	それから同じく里親について37ページの課題で、文章的な表現を指摘して申し訳ないのですが、「～してもらって」という表現が多く、「何かをしていただいている」といった書き方です。何か所か「～してもらう」といった表現がありますので、全体とバランスが合わないかなといったことを感じました。以上二点です。
部会長	二点目の文言の整理につきましては改めてこちらの方でしっかりと見直したいと思います。ご意見ありがとうございます。また、一点目の専門里親の点についても見直したいと思います。ご承知の通り、専門里親でなくても専門的な子どもを受け入れている方も実際いらっしゃいます。また、専門里親という名前のもとでもそのような子どもをお預かりできない、していただいてない方もいらっしゃいます。こちらは非常に大きな課題だと思っております。しっかりと子どもと向き合っていただける専門里親を増加させていくということで、もう少し文言を整理させていただきたいと思います。
委員	専門里親は東京都のやり方という追認ですよ。難しい子どもを持って下さっているうちに、もう少し里親手当をお出しするために専門里親になってもらって、後から勧めて専門里親になっていただくというパターンが大多数ではないでしょうか。専門里親になってもらったから難しい子どももお願いできるというよりは、先に難しい子どもがいる家庭に働きかけて、という手順になるかと思います。そうではなくて、本来的には専門里親になってもらった家庭に難しい子どもを委託するということでしょうか、そういった形の仕組みが作れるのかということも関心はあります。ご検討をお願いします。他によろしいでしょうか。
部会長	先ほど自立援助ホームの話が出てきたことと関連して、子どもの選択肢という観点から申し上げたいと思っていることがありまして、多機能型の児童養護施設を整備する時に付加する機能の中に児童育成支援拠点機能と社会的養護自立支援拠点機能があると思います。この二つに関しまして、特に在宅の子どもでも支援をかなり手厚く要する家庭にいる子どもの利用を見込んでいますし、特に社会的養護自立支援拠点機能は一時保護の経験からの子どももちろん含みますけれども、在宅のままでそういった経験がない状態で、なかなか家庭からのサポートを受けづらい状態にある子どもも対象の中に含まれているというふうに考えられています。それを考えますと、この事業を豊島区内で実施した場合に、自立援助ホームを必要とする子どものニーズが在宅の家庭で生じる可能性ということを考慮しておく必要があるのではないかと思います。ですので、今すぐに必要とならなかったとしても、この事業によりニーズが見つかることを想定しておくことは、計画上はとても大事なことはないかと思いました。特に自立援助ホームは措置でなくて、子どもが入居の相談をするということで利用に結びつくこともできるわけですし、進学をするということも自立援助ホームの中では当然に考慮されていますので、そういう意味でも社会的養育という観点から言えば、在宅の子どもの資源としても考えておくということがとても大事なんじゃないかなと思いました。以上です。
部会長 児童相談所長	とても大事なご指摘をいただいたと思いましたけれども、いかがでしょうか。 ご意見ありがとうございます。今おっしゃられましたようにケアリーバーに繋がる15歳から18歳、この辺りの年齢の子どもで自立できない、かといって施設入所も年齢が

	オーバーしているといった子どもは私も児童相談所の中でどのようにしたらいいのだろうかと苦労しているところでございます。高年齢児となる子どもたちを施設含めて地域で支えていくという仕組みは、児童相談所だけでなく、子ども家庭部全体でもう一度しっかりと組み立てていく必要があると考えています。子ども家庭部に限らず、生活保護を担当する部署や障害を担当する部署、保健を担当する部署の関わりが継続している家庭はたくさんあります。18歳になってきますと一時保護所では対応できなくなってしまうので、こうした子どもたちをも支えていくことができる児童養護施設を目指していきたいと思います。
委員	ご説明いただきありがとうございます。資料3の基本方針の二つ目の部分について、「家庭又は家庭的環境での養育を推進しつつ」とあるのですが、素案の方ですと代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障についても言及されています。基本方針の「家庭又は」の前などに、家庭養育の推進以外にパーマネンシー保障についても言及があっても良いかと思いましたがいかがでしょうか。
部会長	委員がおっしゃるのは資料3の基本方針の二つ目にパーマネンシー保障について言及があってもよいのではないかとということですね。
委員	そうですね。家庭又は家庭的環境での養育について書いてありますが、それに合わせてパーマネンシー保障の話が入っていても良いのかなというふうに思いました。
部会長	今の点は事務局の方は何かありますか。
児童相談所長	どちらかと言いますと児童相談所は法的対応を区民の方から求められておりますので、パーマネンシー保障というよりはむしろ、緊急事態には親子分離してしまいます。あるいは親権を停止、親権喪失するといったことに向き合いがちなのですが、社会的養育ビジョンで述べられていますように生みの父母のもとで過ごすことが大命題でございますので、子ども家庭支援センターあるいはこども家庭センター等を経た後の着地点ということでは、パーマネンシー保障について明記していくということの大切さを改めて理解しましたので、付記したいと思います。
部会長	基本方針の二つ目は「社会的養護においては」から始まっている文章ですけれども、その中にうまく組み込めるでしょうか。
児童相談所長	検討いたします。
部会長	ご検討、お願いいたします。
委員	全体的な話になってくるのですが、自立支援の意味合いがよくわからないなと読んでいて思いました。資料1の5ページにある基本方針の(2)では、家庭での養育を推進しながら自立を支援するという書き方をしているので、経済的な自立だけでなく精神的、人格的な自立も言っているのかなと思って読んでいたのですけれども、一方で14ページの「5 自立支援の状況」での自立支援という言葉は何が自立支援なのかわかりづらく、進路の話や学校に通うことが自立支援なのかと読むことができてしまいました。また、こちらの表の中の5、9、1、2等の数字はおそらく社会的養護経験者の数かなと思いますが、そうすると社会的養護経験者に限った自立支援の話で、自立支援という意味合いは例えば就学、進学を指しているのかなと読み取れました。自立支援の定義づけがないといえますか、何を自立支援と言っているのかということがよくわからないと感じました。社会的養護経験者に対してケアをすることが自立支援なのかと思う一方で、42ページでは「6 社会的養護経験者等への自立支援の推進」と書いていますので、ケアリーバー以外の方も対象に入れているのかなと思いながら読んでみたところ、「現在の取組と課題」の経済的支援と相談支援は社会的養護経験者の

部会長 事務局	みに限定しているように読み取れました。では、今後それをケアリーバー以外の方に広げるのかなと思い、「今後の取組」を読んでみたところ、その話にあたるであろう三つ目の丸の部分では、具体的に支援を広げることに言及しておらず、検討する旨に留まっていました。社会的養護経験者等の「等」の意味合いや重みがあると思うので、もう少し何かその点について言及して欲しいというのが一点です。 もう一点が最初に申し上げた自立支援とは何かといった定義についてです。専門家の皆様はわかるのかもしれませんが、人格的な自立、経済的な自立、一方で進学も自立と読むことができてしまったため、その点を整理していただければと思います。 事務局の方からありますか。 ご意見ありがとうございます。こちらの14ページの自立支援の状況というのは「第2章 豊島区の状況」という章の中にある自立支援の状況ということで、大きな意味での自立支援の状況ではありません。ここで書いてあることは、あくまでも豊島区で措置した子どもの現在の自立支援の状況という狭い意味での状況になります。おっしゃる通り、豊島区の自立支援の状況というふうに捉えますと、もっと大きな自立支援の捉え方があるかと思います。こちらの書き方について豊島区の状況、現状をお示しするという形で豊島区が措置した子どもに限定して具体的に書くか、または自立支援の状況を整理できるか事務局内で検討したいと思います。
委員	もう一点。最初のところにあたる本計画における用語の説明定義のところでもいいですし、場所はどこでもいいのですけれども、自立支援という言葉がいきなり出ていて、これは一般の方が読まれることを考えますと少し丁寧ではないかなと思いましたので、自立支援という言葉の定義付けがあった方がよいかと思います。
事務局	はい。自立支援という言葉の定義につきましても、記載する場所を検討、整理して記載するようにいたします。
部会長	よろしいでしょうか。では先に進めたいと思います。次は議事の(4)当事者ヒアリング・アンケート結果、審議会での意見の計画への反映について、となります。こちらは資料の5と6になりますので、事務局から説明をお願いします。
事務局	子育て支援課長でございます。資料5のご準備をお願いいたします。こちらの社会的養育推進計画の当事者ヒアリング・アンケート実施結果の概要でございます。詳細につきましては、参考1にアンケート調査結果という形で載せさせていただいております。資料5にお戻りいただきまして、結果の概要といたしまして、児童養護施設および里親ファミリーホームで暮らす児童へのアンケートになります。そちらの回答方法や状況がある中で、例えば「現在の気持ち、意見表明について」や「子どもの権利について」、様々当事者の方にご意見をいただいたところでございます。1枚目の下の部分にどのように計画に反映したかというところを記載させていただいております。既にお目通しをいただいているかと思いますが、例えば2番目の「子どもの権利について」のアンケートの結果としては、「子どもの権利ノートを持っていない」9.4%、「持っているかわからない」26.4%となっています。そのような中、持っていると回答した中でも「どんなことが書いてあるかわからない・わからない」と回答した児童が12.9%ということで権利ノートについて、きちんと子どもたちに説明ができてないという課題がありましたので、そういった点を第1章の1に「子どもの権利ノートについての確実な説明」と反映いたしました。資料をおめくりいただきまして、社会的養護経験者へのアンケートでは「支援の確実な周知」、「利用者の意見や要望を聞き支援対象経費や申請方法を見

部会長	直し」といった形で計画に反映させていただく形でアンケート結果の反映方法について記載しております。内容についてはお目通しいただいているかと思しますので、割愛をさせていただきます。 続きまして資料6でございます。「豊島区児童福祉審議会における意見のまとめ」ということで、令和6年1月24日に諮問をいただいた本委員会から前回の第5回臨時部会まで、それぞれ皆様からいただいた意見を整理し、それぞれについてどのように反映したかという対応状況をまとめたものになっております。こちらは私どもの認識でまとめさせていただいているところでございますが、冒頭でもご意見いただいた通り、反映しきれていない部分もまだあるかと思います。委員の皆様のご意見がきちんと受けとめられているかどうか、またその部分が反映の仕方として添うものであるかについてご確認をいただければと思っております。当事者アンケートや委員の皆様のご意見を反映させていただいたものが今回の資料1の計画素案となっております。既に委員の皆様にご審議をいただいておりますが、その意見の内容を反映させたものを最終的な素案として11月1日からパブリックコメントを実施したいと現在スケジュールを進めております。こちらの部分につきましても意見を踏まえた反映という視点で組織素案全体についてご意見を本日いただければと思います。よろしくお願いいたします。 説明が終わりました。資料5と6についてのご意見、あるいは本日これまでにご議論いただきました計画の素案全体についてのご審議をお願いいたします。
委員	二点ありますが、一点目は先ほど申し上げたアウトカムの指標についてです。計画を作る前にこちらのアンケートを取ったのですから、今度は5年後に再びアンケートを取った時に、自分の気持ちを聞いてもらえる・聞いてもらっていると回答した人が、例えば80%から90%になったといったような目標を設定してもいいのではないかと思います。せっかく計画を作る前にアンケートを実施していますので、次回の計画策定前にアンケートを取り比較をした方がいいのではないかなと思いました。こちらが一点です。 それからもう一点は、11月1日からパブリックコメントということで、もしかしたら時間がないかなとは思っているのですが、当事者の方からアンケートをしているので当事者の人たち、子どもたちへの周知ができるといいかと思いました。このようなことをパブリックコメントで行う場合、文章全体をそのまま示しても子どもたちに内容を理解いただき、意見を貰うことは難しそうですので、わかりやすい形で概要版のようなものを作成し、それを子ども向けに加工してわかりやすいようにしてみてもいいかなと思いました。ご無理を申し上げていることは重々承知なのですが、ご検討の中に入れていただけたら幸いです。以上です。
部会長 事務局	大変ですけど、画期的です。 今回、初めてそれぞれの当事者アンケートを試行錯誤ではありましたが、委員の皆様にご協力をいただく形でヒアリング調査等をしてまいりました。そういった意味ではヒアリングの継続がどこまでできるかというのは課題もあろうかと思いますが、ウェブアンケートといった部分については継続的に5年後という形でやることの意義があると私も考えております。この部分は今後の方向性、本計画をどのように推進していくかというところについて、きちんと明記する必要があるというふうに考えておりますのでその部分検討をさせていただきます。 また、今回のパブリックコメントの当事者への周知というところにつきまして、ヒアリング対象が大人の方につきましては、まずはパブリックコメントが始まるというところは

部会長	きちんと郵送等で周知を行いたいと思っております。また、子ども向けの概要版というお話がございました。子どもの権利というところが本計画でも一番大切なところに据えている中で、現在のところ子どももわかるような概要版を作っていないというのが反省しているところがございますが、できるところを探りつつ、事務局で一度持ち帰り検討させていただきたいと思います。 他にいかがでしょうか。全体についてもご意見を出していただければと思いますけれど、いかがでしょうか。
委員	27ページの(2)家庭支援事業の記載ですが、この事業をどのように眼指すかということについてです。「家庭養育の維持と虐待などによる親子分離の発生予防に資する事業であり、今後強化が必要です」と書いてありますが、確かにそれはその通りである側面もありますが、家庭の養育する力を高めることや、レスパイトの機能があることで、結果的に予防に繋がっていくというところがとても大事だと考えています。家庭支援事業が虐待の予防の部分の強調してしまうことで、家庭支援事業の利用に結びつきにくくなるということはとても配慮が必要な表現だなというふうに感じています。これは他の計画でも同じことが言えるのかもしれませんが、できれば虐待予防ということで家庭支援事業の強化を図るということではなく、家庭のサポートのために欠かせない事業の一つであるといったことや、レスパイトとして使っていただくことで家庭養育の力を高めることに寄与するといったような表現ができるようであれば、していただけないかなと思っております。虐待予防の観点からとても大事ということは、援助する側からはその通りとは思いますが、利用する立場の方を思えば、この表現で自分が対象になるということは援助を受けにくいことではないかと思うところがあります。一般の方々の目にも触れる計画ですので、できればそのような表現上の配慮をお願いできればありがたいなと思います。よろしくお願いいたします。
子ども家庭支援センター所長	子ども家庭支援センターです。ご意見ありがとうございます。利用される区民の方へのご配慮は必要かと思しますので検討して修正したいと思えます。
児童相談所長	先ほどのオブザーバーのご意見に対して、になります。子どもの意見というところですが、今回のこのタイムスケジュールではなかなか難しいとは思いますが、改めてオブザーバーのご意見を聞きまして思ったことがありますので、お話をさせていただきたいと思えます。やはり、私どもは里親と子どもに接している中で、子どもが主役、子どもが主人公なのだなということを常々感じております。例えば、子どもが里親の元で暮らす中で、里親の名前と子ども本人の名前、苗字が異なることは多々ございます。それがたまたまイレギュラーな形で周りのみんなにわかった時、子ども同士であるとからかったりして、里親のもとで暮らしている子どもは大きく傷つくことを私も経験してきております。そうしたことから、子ども自身にこういった計画を作っているのだということを知ってもらい。里親のもとで暮らしている子どもたちの一番の応援団であることを、私どもも周知していく必要があるのだと強く思いました。こういった姿勢が今後、周知していく中で大事なのだということを感じましたので、子ども向けの周知を大事にしていきたいと思っております。
3 報告	
部会長	他にいかがでしょうか。この場ではここまでということではよろしいでしょうか。本日の議事は以上となります。事務局の方から事務連絡等よろしくお願いいたします。
事務局	皆様、ご審議いただきありがとうございました。報告事項が五点ございます。一点目は、冒頭で申し上げました本日の部会で取り扱いきれなかったご意見やご

	質問、確認事項についてでございます。ご意見等がございましたら、10月11日に「ご意見・ご質問シート」をメールでお送りしております。そちらにご記入をいただきまして、事務局宛メールにて、短い期間で申し訳ございませんが10月22日火曜日までにお送りいただければと思います。 二点目がパブリックコメントの実施についてでございます。本日いただきましたご意見などを反映した計画素案につきまして、11月1日から11月29日までパブリックコメントを実施したいと考えております。本日いただきましたご意見を事務局内で修正を行っていくところでございますが、修正内容を委員の皆様にご確認いただき、更にその修正を行うことがスケジュール的に厳しいところでございます。修正内容につきましては、もしこの場でご承諾をいただけるのであれば、部会長にご確認をいただいて、ご承認いただくということでご一任いただければと考えております。この点につきましては最後にお諮りしたいと存じますので、皆様ご承認いただければ幸いです。 三点目は次回の部会についてでございます。こちらは12月25日水曜日の午後6時からの開催となります。会場変わります豊島区役所8階の807・808会議室となりますのでご予約をお願いいたします。開催通知、資料につきましては開催日の1週間ぐらいを目途に郵送させていただきます。 四点目、本日の会議録につきましては後日メールにて会議録案をお送りいたしますので内容のご確認をお願いいたします。 最後五点目でございます。報酬につきましては本日より1か月程度を目途にお振り込みをさせていただきます。振り込み予定日等につきましてはメールにてご連絡をさせていただきます。事務局からは以上でございますが、パブリックコメントに際しての修正案のご一任を部会長にいただけるかどうかお諮りをしたいと思います。よろしくをお願いいたします。 事務局の方から本日の審議を踏まえた素案の修正について部会長一任と提案をいただきましたけれども、承認いただけますでしょうか。 ———異議なし——— 部会長 部会長 恐縮です。内容によっては委員の方に確認の連絡をさせていただく場合もあるかと思っておりますけれども、その際にはお願いいたします。 皆様におかれましては進行へのご協力ありがとうございます。以上をもちまして、豊島区児童福祉審議会第6回の臨時部会を閉会といたします。
--	---

提出された 資料等	<資料> ・豊島区児童福祉審議会 第6回臨時部会 次第 ・豊島区児童福祉審議会臨時部会 委員名簿 ・資料1 豊島区社会的養育推進計画(素案) ・資料2 社会的養育推進計画の策定要領と区計画の構成の比較 ・資料3 計画の理念・基本方針(見直し案) ・資料4 代替養育を必要とする児童数等の推計 ・資料5 当事者ヒアリング・アンケート調査結果の概要 ・資料6 児童福祉審議会における意見のまとめ ・参考1 豊島区社会的養育推進計画策定に向けたアンケート調査結果
----------------------	---

	・参考2 としま子どもの権利相談室の相談実績について <参考資料> ※机上配置(ファイル綴じ) ・都道府県社会的養護推進計画の策定要領 ・里親委託の更なる推進について ・「里親委託の更なる推進について」に関する Q&A(令和6年4月19日時点版) ・新しい社会的養育ビジョン ・東京都社会的養育推進計画(令和2年3月) ・豊島区子ども・若者総合計画(令和2年3月) ・第1回臨時部会資料 ・第2回臨時部会資料 ・第3回臨時部会資料 ・第4回臨時部会資料 ・第5回臨時部会資料
--	---